



消費税軽減税率導入後の 商工業者向け実務対応セミナー

～新制度の概要から注意すべき経理処理、消費税申告書準備まで～



- ・令和元年10月1日より消費税率が引上げられ同時に、軽減税率制度が導入されました。
- ・軽減税率制度により、複数税率への対応が必要なことから、従来よりも消費税に関する実務が複雑になり、経理担当者への負担が想定されます。
- ・そこで、実務対応の準備をする必要があります。
- ・今後の実務に生かして頂く事を目的としたセミナーを開催します。
この機会に是非ご参加ください！

■開催日時

令和元年 **11月6日(水)**
午後1時30分～午後3時00分

■場所 山都町商工会 本所 2階 (山都町下市 33)

■対象者 山都町内の商工業者の方

■受講料 **無料**

■定員 **20名**(先着順)

■講師 熊本東税務署 上席国税調査官 **富士成 希美** 氏
ふじなり のぞみ

■申込締切 令和元年 **11月1日(金)**

下記にご記入のうえ、事前に商工会へお申込みください(FAX可)

事業所名 _____ 住所 山都町 _____

TEL _____ FAX _____

申込氏名 _____ 役職 _____

FAX 送信先 **72-1317**

【お問い合わせ・お申込み先】

山都町商工会 本所 ☎72-0186
清和支所 ☎82-2017
蘇陽支所 ☎83-0037